

一般財団法人林業経済研究所における内部監査の実施マニュアル

令和4年3月21日

一般財団法人林業経済研究所理事長

一般財団法人林業経済研究所(以下、当研究所)は公的外部資金を適正に運営・管理するために内部監査を行うものであるが、そのマニュアルをここに定める。

1. 理事長は、運営会議メンバーのなかから、監査の専門的知識を有する者二人を内部監査委員に指名する。この二人により構成される内部監査部門は理事長に直属し、かつ実効性のある権限を有するものとする。
2. 内部監査部門は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日、令和3年2月1日改正、文部科学大臣決定)の第3節2「実施上の留意事項」①に示すリスクを踏まえ、当研究所の実態に即して不正発生要因を分析する。
3. 内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査や、統括管理責任者(コンプライアンス推進責任者)が実施するモニタリング等を通じて把握された不正発生要因に応じて内部監査計画を立案し、また随時それを見直して、内部監査の効率化・適正化を図ることとする。
4. 内部監査部門は毎年4月に、前年度の会計書類について形式的要件等が具備されているか、公的外部資金の管理体制に不備がないか、などを監査する。
5. また内部監査において、不正が発生するリスクに対して重点的にサンプルを抽出し、リスクアプローチ監査を実施する。このリスクアプローチ監査には、研究者の旅費を一定期間分、抽出して先方に確認するとともに出勤簿に照らし合わせる事、当該研究者から出張の目的や概要についてヒアリングすること、非常勤職員の勤務実態についてヒアリングすること、購入後の物品等の現物確認を行うこと、購入物品が50万円を超える場合は当該業者の帳簿と付き合わせる事、などを実施する。
6. 内部監査部門は内部監査の結果を理事長に報告する。理事長は内部監査の結果を監事に報告するが、理事長が必要であると判断した場合は内部監査委員が直接、監事に説明し、また会計監査人に直接説明することもある。
7. このマニュアルは必要に応じて随時改正する。